

2021年9月28日



## 印鑑レスによる預金口座解約手続きの取扱い開始について ～残高1万円未満の預金口座解約手続きを簡素化～

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、下記の通り、残高1万円未満で一定の条件を満たす口座の解約手続きを簡素化いたしますのでお知らせします。

当行は今後もお客さまに満足いただけるよう、より一層のサービス向上をめざして努力してまいります。

### 記

1. 取 扱 開 始 日 2021年10月1日（金）
2. 内 容 残高1万円未満で一定の条件を満たす場合は、解約依頼書へのお届け印の押印を不要とし、通帳・キャッシュカードを喪失されていても所定の書類のご提出不要で預金口座をご解約いただけるよう簡素化いたします。
3. 対象となるお客さま 個人のお客さま、個人事業主のお客さま  
※ご本人さまがご来店される場合に限りです。  
※未成年者の場合は、親権者さまのご来店が必要となります。
4. 対象となる口座 残高1万円未満の普通預金（決済用預金含む）・貯蓄預金  
※お取引の内容により、一部対象外となる場合があります。
5. ご提示いただく書類  
・顔写真付き本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）  
・通帳（喪失されていない場合）  
・キャッシュカード（発行されていて、喪失されていない場合）  
※通帳・キャッシュカードを喪失されていても、書類のご提出は不要です。  
※預金払戻請求書（満期・ご解約）へご本人さまに自署いただきます。押印は不要です。

以 上